

認可外保育施設指導監督基準「改善報告書」

月 日に提出された「運営状況報告書」について内容を確認したところ、現在、あなたの事業内容は「認可外保育施設指導監督基準」を満たす状況にありません。「認可外保育施設指導監督基準」を満たすための事業内容の改善が必要です。

基準を満たしていない項目について、下表【考え方】に記載の「認可外保育施設指導監督基準」について、十分に確認・理解のうえ☐チェックを入れ、具体的な改善内容を記入してください。

また、添付書類が必要な項目については、書類も併せて提出してください。

【改善報告書 記入日：令和 年 月 日】事業者氏名 _____

1 保育に従事する者の数及び資格	<p>1 保育することができる乳幼児の数 原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【考え方】○当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。</p> </div> <p> <input type="checkbox"/> 事業者の保育できる乳幼児の数は、原則1名であること。 <input type="checkbox"/> 利用する乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、保護者が契約において同意しているときは、例外として「原則1名である」ことを適用しないことができること。 </p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【保育することができる乳幼児の数について、改善した事業内容を記入】 (例外規定が適用できる場合はその状況について記入)</p> </div>
	<p>2 保育に従事する者 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【考え方】○ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。</p> <p>○ここでいう保育に従事する者に関する研修を修了した者は、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市長村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者をいう。</p> </div> <p> <input type="checkbox"/> 事業者は、保育士または看護師の有資格者または都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了している者であること。 <input type="checkbox"/> 有資格者でない事業者は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了し、修了証の交付を受けている者であること。 </p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【保育に従事する者の資格の取得、または研修の修了の計画について記入】</p> <p>取得・修了予定のもの： 保育士 ・ 看護師 ・ 保育に従事する者に関する研修</p> <p>取得・修了予定の時期： 令和 年 月 取得・修了予定（研修日程が示されていない場合は履修予定年まで記入）</p> <p style="text-align: right;">※交付された資格証、研修修了証の写しを提出</p> </div>

3 保育士の名称について

① 保育士でない者が保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

[考え方] ○保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
 ○保育士として業務を行う者は、都道府県知事に登録し保育士証の交付を受ける必要があること。また、登録済みの氏名・本籍地の都道府県に変更を生じた場合は、保育士証書換交付申請の必要があること。
 ※「保母（保育士）資格証明書」では、保育士としての業務ができないこと。業務に就く前までに、保育士登録の必要があること。

② 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域外の区域を表示していないこと。

[考え方] ○国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者は、地域限定保育士として登録後、3年間は受験した自治体（ただし国家戦略特別区域の区域内に限る。）のみで保育士として働く事ができる資格が付与されるが、3年経過後は全国で「保育士」として働く事ができること。

- 保育士でない者が、保育士またはこれに紛らわしい名称で使用してはならないこと。
- 保育士として業務を行う者は、都道府県知事に登録し、保育士証の交付を受ける必要があること。
- 登録後、氏名・本籍地の都道府県に変更を生じた場合は、保育士証書換交付申請の必要があること。
- 「保母（保育士）資格証明書」では、保育士としての業務ができないこと。保育士として業務に就く前までに、保育士登録の必要があること。
- 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た事業実施区域を明示し、事業実施区域以外の区域を表示しないこと。

【保育士の名称、登録手続き等について、改善した内容を記入】

1 事業の運営を行う備品等についての協力依頼
 保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。

[考え方] ○居宅訪問型保育事業者は、保育を受ける乳幼児の居宅において業務を行うことから、玩具、救急用品等の子どもの健康や安全に関わるものなど、保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求める必要があること。

- 事業者は利用する乳幼児の保護者に対し、保育の実施に必要な玩具や救急用品等の用意について協力を求める必要があること。

【保護者へ協力を求める保育備品等について、改善した内容を具体的に記入】

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 保育室の構造、設備及び面積</p>	<p>2 保育室の安全性の確保</p> <p>乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>[考え方] ○利用する乳幼児が、保護者が契約において同意したその兄弟姉妹と利用する場合、乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から行ってはならないこと。</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 事業者は、乳幼児用ベッドの使用に当たっては、安全確保の観点から同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることはないこと。</p> <p>【 乳幼児用ベッドの使用について、改善した内容を具体的に記入 】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 非常災害に対する措置 (4保育室を2階以上に設ける場合の条件)</p>	<p>1 防災上の必要な措置の実施</p> <p>防災上の必要な措置が講じられているか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>[考え方] ○居宅訪問型保育事業者は、保育を受ける乳幼児の居宅において業務を行うことから、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等も含む。）について、必要な措置を講じること。</p> <p>【 地震、火災等の災害発生時における対処方法について具体的に記入 】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 保育内容</p>	<p>1 保育内容</p> <p>(1) 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>[考え方] ○児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針 平成29年厚生労働省告示第117号を理解することが不可欠であること。</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 </div>

〔1歳以上3歳未満児〕

- ・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。
- ・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。
- ・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。
- ・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるように、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

〔3歳以上児〕

- ・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

(3歳児)

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

(4歳児)

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

(5歳児)

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

(6歳児)

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが活かされるようにすること。

- 乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。
- 乳幼児への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針を理解することが不可欠であること。
- 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われること。

〔子どもの発達の特徴や発達過程等における理解、配慮する内容について具体的に記入〕

(2) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムに十分配慮がなされた保育の内容であること。

[考え方] ○乳幼児の生活リズムに沿った保育の内容であること。

○必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

- 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠、休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する内容について理解し、適切な援助や働きかけをすること。

【乳幼児が安全で清潔な環境の中で、健康的な生活リズムが保たれる十分な配慮について具体的に記入】

(3) 乳幼児の生活リズムに沿った保育の実施が必要であること。

[考え方] ○保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。

○外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

- 乳幼児の生活リズムに沿った保育の実施が必要であること。
 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

【乳幼児の生活リズムに合わせた遊びや運動等の実施における配慮について具体的に記入】

(4) 乳幼児に対し漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育となっていないこと。

[考え方] ○一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互的応答的に関わることは、乳幼児にとって重要である。保育従事者としても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

- 漠然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳児への関わりが少ない「放任的」な保育になってはならないこと。
 一人一人の乳幼児に対してきめ細かい相互応答的に関わること。

【保育の実施に関して留意すべき内容について具体的に記入】

2 保育に従事する者の保育姿勢等

(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上

①乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

[考え方] ○事業者は保育内容に対して、乳幼児の利益を最優先して適切な対応をとることが必要であること。

- 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であること。
- 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解する必要があること。

【 保育サービスを提供する者として、保育に当たる基本姿勢の取り組みについて記入 】

②保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

[考え方] ○保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めることが必要であること。

○都道府県等が実施する保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

○居宅訪問型保育事業者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

○保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の受講が望ましいこと。

- 保育所保育指針を理解する機会を設けること。
- 保育に従事する者に関する研修を受講すること。

【 保育に従事する者に関する研修の受講予定について記入 】

※研修受講後、受講したことが分かる書類や修了証の写しを提出

(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮

乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、乳幼児の人権に十分配慮すること。

[考え方] ○しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

- 乳幼児の人権に対する十分な配慮すること。
- しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えてはならないこと。
- いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力等、心理的苦痛も与えてはならないこと。

【 乳幼児の人権に対する十分な配慮への理解と具体的配慮について記入 】

(3) 児童相談所等の専門機関との連携

乳幼児の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとること。

[考え方] ○虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告すること。
○虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要な場合と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を必要とする場合の例

- ・心身の発達に遅れが見られる場合
- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

- 虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関への通告する必要があること。
- 利用乳幼児について、社会的援助が必要な家庭上教である場合等においても、専門的機関に対して適切な連絡に努めること。

【 児童相談所等の専門的機関への通告、連絡の具体的方法について記入 】

3 保護者との連絡等**(1) 保護者との綿密な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施**

保護者殿綿密な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

[考え方] ○保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、事業者からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

- 連絡帳又はこれらに代わる方法により、保護者からは家庭での様子、事業者からは保育中の様子を連絡すること。
- 可能な限り、保護者と綿密な連絡を取ることを心がけること。

【 保護者との綿密な連絡をとることについての具体的方法について記入 】

(2) 保護者との緊急時の連絡体制

保護者との緊急時の連絡体制をとること。

[考え方] ○保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

- 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握しておく事が必要であること。
- かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。

【 保護者の緊急連絡先等を把握することについての具体的な確認方法について記入 】

※ 指導監督基準第6については、食事の提供等を行う場合に必要な衛生面等の基準を規定したもの

1 衛生管理の状況

食器等の適切な衛生管理

[考え方] ○具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。

- ・食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
- ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- ・哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌すること。
- ・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
- ・原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
- ・衛生管理については、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にすること。

- 食器類や付近、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。

【 衛生面等必要な注意を払う必要があることについての理解・具体的方法について記入 】

2 食事内容等の状況

[考え方] ○乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

- アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

- 乳児に対する授乳後の処置や、食事後の状況に注意を払うなど、乳児に対する配慮を適切に行うことが必要であること。

【 乳児に対する授乳後、食後の適切な配慮の理解と対応について具体的に記入 】

- アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

【 アレルギー疾患等を有する子どもに対する適切な対応について具体的に記入 】

1 乳幼児の健康状態の観察

預かり、引き渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態を観察すること。

① 預かり時の健康状態の観察

[考え方] ○預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けることが必要であること。(連絡帳等を活用することを含む。)

- 預かりの際、乳幼児の健康状態の十分な観察が必要であること。
- 保護者から乳幼児の報告を受けることが必要であること。

【 預かりの際の乳幼児の十分な健康状態の観察や、保護者からの報告を受けることについて具体的な確認および報告内容について記入 】

② 引渡し時の健康状態の観察

[考え方] ○引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ乳幼児の状態を報告することが必要であること。

- 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の十分な観察を行う必要があること。
- 保護者へ乳幼児の状態を報告することが必要であること。

【 引渡しの際の乳幼児の十分な健康状態の観察や、注意が必要である場合において保護者へその旨を報告することについて具体的な確認および報告内容について記入 】

2 職員の健康診断

- 事業者の健康診断を1年に1回受けること。
- 食事の提供を行う場合、提供頻度やその内容の実情に応じ検便を実施すること。

【 健康診断の受診予定・計画について具体的に記入 】 ※受診後、健康診断結果の写しを提出

【 食事の提供を行う場合、検便の実施予定について記入 】

3 感染症への対応

[考え方] ○感染症への対応に当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（平成30年3月厚生労働省）を参考にすること。

○歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

- 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防のための対策を行うこと。

【 感染予防のための対策についての理解と具体的な対策内容について記入 】

4 乳幼児突然死症候群に対する注意

【考え方】○仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合には利用児に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態を※細かく観察すること。
- 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。（医師の指示がある場合を除く。）
- 保育中は禁煙を厳守すること。

【 乳幼児突然死症候群に対する注意の理解と具体的な配慮内容について記入 】

5 安全確保

児童の安全確保に配慮した保育を実施すること。

【考え方】○事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110号第1号通知）を参照すること。

○安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応ガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。

○特に、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次の様なことに配慮することが必要であること。

- ・睡眠中の窒息のリスクの除外として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
- ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないようにすること。
- ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。

○児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。

○室内、室外の安全確認、施錠等を行う必要があること。

- 乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

①【 事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えの理解について具体的に記入 】

事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られること。

②【保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認の具体的方法について記入】

③【室内、室外の安全確認の具体的方法について記入】

不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

④【ケガや急病等における応急手当の方法（実践）について具体的に記入】

⑤【「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等の理解について具体的に記入】

⑥【事故発生時における対処方法及び連絡体制の理解・確認について具体的に記入】

⑦【事故発生後における詳細な内容等の報告についての理解と報告方法について具体的に記入】

事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

[考え方] ○事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的を受講すること。

救命処置が可能となる実技講習を、定期的を受講すること。

⑧【救命処置が可能となる講習の受講計画について記入】

※救命処置が可能となる講習等を受講したことが分かる書類の写しを提出

賠償責任保険に加入するなど、万が一の事故に備えること。

[考え方] ○賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えること。

賠償責任保険に加入するなど、万が一の事故に備えること。

⑨【賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うための備えや契約する(した)保険の内容について記入。】

※保険の契約内容が分かる書類の写しを提出

事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

[考え方] ○事故については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号通知)を参照すること。

○「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づく報告を行うこと。

事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告すること。

事故については「特定教育・保育施設等に置ける事故の報告等について」に基づき報告をすること。

⑩【事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事に報告すること、および「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づく報告を行う対象の事故と、報告内容について具体的に記入】

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。

[考え方] ○事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録する必要があること。

事故発生時には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

⑪【事故発生時の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする内容について具体的に記入】

死亡事故等の重大事故が発生した施設等については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

当該事故と同様の事故の再発防止策を講じる必要があること。

事故後の検証結果を踏まえた措置をとる必要があること。

⑫【死亡事故等の重大事故が発生した場合の再発防止策、事故後の検証結果を踏まえた措置をとる対応について具体的に記入】

1 施設及びサービスに関する内容の提示

提供するサービス内容について、利用者へ提示しなければならないこと。

〔考え方〕届出対象事業者は以下の内容について、書面等による提示が義務付けられている。

- 設置者の氏名または名称
- 事業の名称
- 事業を開始した年月日
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項、並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合似合っては、当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 利用定員（1名）
- 事業者の資格（保育士・看護師）の保有状況
- 事業者の研修の受講状況
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 事業者が過去に事業停止命令または事業閉鎖命令を受けた否かの別
（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

上記全項目について記載した「提供サービス内容書」を作成すること。

利用者へ「提供サービス内容書」を事前に提示すること。

【上記全項目を記載した「提供サービス内容書」を利用者へ提示するタイミング等について具体的に記入】

※ 作成した「提供サービス内容書」の写しを提出

2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

〔考え方〕届出対象事業者は、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務付けられている。

- 設置者の氏名及び住所
- 事業の名称
- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険契約
- （提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地、及び提携内容
- 利用者からの苦情を受け付ける連絡先

契約内容について、上記全項目を記載した書面等により交付しなければならないこと。

あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により利用者に明示しておくこと。

8 利用者への情報提供	<p style="text-align: center;">【 前ページの全項目について、利用者へ書面等により交付する具体的なタイミング等について記入 】</p> <p style="text-align: center;">※ 利用者へ交付する契約内容等の書類の写しを提出</p> <p>3 サービスの利用予定者から申込みがあった場合の契約内容等の説明</p> <p>利用予定者から申込みがあった場合には、当該事業で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明をするよう努めること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[考え方] ○届出対象事業者については、当該事業で提供される保育サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。</p> <p style="text-align: center;">(法第 59 条の 2 の 3)</p> <p>○保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">【 サービスを利用するための契約内容等の利用者への説明のタイミング等について具体的に記入 】</p>
9 備える帳簿等	<p>1 利用乳幼児に関する書類等の整備</p> <p>保育している乳幼児の状況を明らかにする書類を整備しておかなければならないこと。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[考え方] ○保育している乳幼児の状況を明らかにする帳簿等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等 </div> <p><input type="checkbox"/> 保育している乳幼児について、上記書類を整備しておくこと。</p> <p style="text-align: center;">【 保育している乳幼児の状況を明らかにする書類等のうち、整備を行おうとする書類の内容について記入 】</p>

(様式 2 : 事前指導) より抜粋

- * 運営等に係る基準 児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容等について、「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、関係法令を遵守してることが必要です。
- * ベビーシッター事業者であっても、児童福祉法に基づき市長が必要と認める事項を報告することや職員の調査(集団指導等)や質問に対して協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項)

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないことや虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

- * 上記の根拠に基づき、認可外保育施設指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととし、児童の安全確保等の観点から看過できない事業者に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や事業閉鎖を命ずることができます。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項)

また、事業停止や事業閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 61 条の 4)

- * このようなことから、事業の運営にあたっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。